

焼津市指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者を公正かつ適正に選定するため、焼津市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関する事。
- (2) 指定管理者に係る指定の取消し又は管理の業務の停止に関する事。
- (3) その他指定管理者の選定に関し必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 指定管理者制度を担当する副市長
 - (2) 副委員長 指定管理者制度担当部長
 - (3) 委員 職員のうちから市長が指名する者
- 2 市長は、前項に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、学識経験者等を委員として指名することができる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるとき、委員長の職務を代理する。
- 5 市長は、前4項の規定にかかわらず、選定の対象となる団体の業務との利害関係上適当でないと認めるときは、委員会の構成を変更することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長があたる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員、学識経験者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、公開しない。

(選定結果)

第5条 委員長は、選定結果を応募者全員に通知するとともに公表する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、指定管理者制度担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 日から施行する。